主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人代理人藤本梅一の上告理由第一点について。

原審は、本件立木の売買は、その数量を三万石と指示し、単価を石当り五〇円と 定めてなされた売買であつたと認定しており、右認定はその挙示の証拠によつてこれを是認することができる。しからば本件契約は、数量を指示してなした売買であったことは明らかであって、原判決には所論の違法は認められない。

同第二点について。

原審の認定した事実関係は、その挙示の証拠によりこれを是認し得る。それ故原 判決には所論の違法は認められない。

同第三点について。

論旨は、原審で主張、判断のない事項につき原判決を非難するものであつて、適 法な上告理由に当らない。

上告人代理人望月三男也、同犀川久平の上告理由第一点について。

原審の認定した事実関係は、その挙示の証拠によりこれを是認し得る。それ故原 判決には所論の違法は認められない。

同第二点について。

論旨は、原審で主張、判断のない事項につき原判決を非難するものであつて、適 法な上告理由に当らない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	λ	江	俊	郎	
裁判官	斎	藤	悠	輔	
裁判官	下	飯坂	潤	夫	